

札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その２）

旭山記念公園

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不相当と思われる記載内容は削除している。

管理業務の計画書

第1公募 旭山記念公園



旭山記念公園みどりコンソーシアム

目次

1 総括的事項に関する取組 1

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標	1
1) 基本方針	1
2) 事業目標	4
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組	8
1) 平等利用確保の方針	8
2) 平等利用確保の取組項目	8
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方	11
1) 取組についての基本的な考え方	11
2) 緑化協会におけるこれまでの取組	13
3) 旭山記念公園におけるこれまでの取組	15
4) 当公園における今後の取組	15

2 統括管理業務の実施内容 18

(1) 管理運営組織の確立	18
1) 責任者の配置及び組織の整備	18
2) 従事者の確保、配置計画	26
3) 人材育成・研修計画	31
4) 労働関係法令の遵守及び雇用環境の維持向上	35
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組	40
1) 情報共有の組織的な取組	40
2) 業務の見直し等の組織的な取組	41
3) 管理における情報共有と業務の改善	43
(3) 第三者に対する委託の方針	46
1) 具体的な再委託業務	46
2) 再委託の適正確保のための具体的方策	46
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組	48
1) 市民協働及び地域連携の基本的考え方	48
2) 市民協働及び地域連携の内容	48
3) 札幌市等との連絡調整の具体的方策	49
(5) 財務	51
1) 資金管理に関する基本的な考え方	51
2) 現金等取扱に関する基本的な考え方	51
3) 現金取扱規程	51
4) 現金等取扱に関する事故防止システム	52
5) 現金等取扱に関して、事故・事件が発生した場合	52
(6) 苦情対応	53
1) 苦情等対応の基本的な考え方	53
2) 苦情等対応の具体的な手順	53
3) 苦情等の対応システム・フロー	55
(7) 記録・モニタリング・報告・評価	56
1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方	56
2) セルフモニタリングの具体的な実施方法	57

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容 59

(1) 維持管理業務計画	59
--------------	----

1) 総括的事項	59
2) 施設・設備の維持管理	61
3) 植物の育成管理	72
(2) 仕様書等との差異	79
1) 維持管理業務特記仕様書との差異	79
2) 維持管理基準表との内容・数量の差異	79
(3) 防災業務計画	82
1) 防災業務の実施方針及び役割分担	82
2) 防災訓練計画の予定	83
3) 事故等への対応方法	84
4) 消防法への対応内容	88

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 89

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画	89
1) 取組の基本的考え方	89
2) 具体的な取組の実施計画	89
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画	96
1) 取組の基本的な方針	96
2) 具体的な取組の実施計画	96

5 利用者サービス等に関する取組 99

(1) 利用促進計画の基本的な方針	99
(2) 自主事業への取組	100
1) 取組の基本的な考え方	100
2) 取組の具体的内容	101
(3) 当公園の課題把握及び理想像の実現	104
1) 当公園の課題及び理想像について	104
2) 当公園の理想像の実現に向けた取組の具体的内容	104

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 106

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保	106
-----------------------------------	-----

7 類似業務の実績について 108

(1) 旭山記念公園における維持・管理業務等の実績（指定管理者制度導入前）	108
1) 岩本石庭	108
2) 造園コンサル	108
(2) 他公園・施設等における指定管理業務の実績	108
1) 岩本石庭	108
2) 造園コンサル	108
3) 緑化協会	108
(3) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績	109
1) 岩本石庭	109
2) 造園コンサル	109
3) 緑化協会	109
(4) 緑化協会の業務における成果の代表事例	110

8 札幌市内の企業等の活用について 115

(1) 活用についての考え方.....	115
1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由.....	115
2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	115
(2) 活用に向けた具体的な取組.....	115

9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 116

(1) 適正な業務執行について.....	116
1) 個人情報の適正な取扱いについて.....	116
(2) 当公園の管理運営についての提案.....	116

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

1) 基本方針

旭山記念公園の特徴

旭山記念公園（以下、「当公園」といいます。）は、昭和 45 年に札幌市創建 100 年を記念して造成されました。当公園は、天然記念物に指定された藻岩原始林と円山原始林との間に挟まれた丘陵に位置します。標高 137.5m の展望台からの眺望は、近景の札幌市街中心部のビル群と、その奥に広がる石狩平野や石狩湾、さらに遠く夕張山地や樺戸連山の遠景とのコントラストが素晴らしく、日本新三大夜景に選ばれた札幌市の美しい街並みを展望



できることから、昼夜を問わず多くの市民や観光客に親しまれています。

また、当公園は平成 13 年から 21 年にかけて、豊かな自然環境を生かした地域文化を育む場として、さらに少子高齢化社会への対応とユニバーサルデザイン化などを課題として、市民参加による再整備が検討され、平成 21 年には札幌市民の憩いの場、市民参加・協働の結晶、象徴として現在の公園の形が完成しました。

当公園と周辺環境の特徴としては、次の4点が挙げられます。

【特徴1】自然あふれる環境

藻岩・円山原始林に挟まれた立地で、市街地近郊でありながら身近に自然と触れ合うことができ、国蝶オオムラサキ、絶滅危惧種のクマゲラが生息するなど、貴重な自然資源がある。



【特徴2】観光資源

札幌の街並みを一望できる有名な観光スポットで、札幌市民のほか国内外の観光客も多数訪れる。また、周辺には円山地区の動物園や北海道神宮、藻岩山のロープウェイや山頂展望台など、観光スポットが多数存在する。

【特徴3】市民活動の拠点

当公園を親しみ活用しようとする市民によって平成 18 年に旭山記念公園市民活動協議会

が誕生し、森の家を拠点にして活発に活動している。

【特徴 4】札幌市のブランドエリア

旭ヶ丘、界川、双子山といった高級住宅地（ブランドエリア）を擁する地域で、住民の生活水準も高い。

上記の特徴 1～4 から、当公園は恵まれた立地とともに幅広い資源を有し、多様な利活用を受け入れる特性を有していることが分かります。



旭山記念公園の管理運営の基本方針

当公園を管理するにあたって、私たちは平成 24 年に旭山記念公園みどりコンソーシアムを組織し、平成 25 年度からの 8 年間、効果的かつ効率的な管理運営を実施してきました。

今回も、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「緑化協会」といいます。）を代表団体とし、株式会社岩本石庭（以下、「岩本石庭」といいます。）と株式会社北海道造園コンサルタント（以下、「造園コンサル」といいます。）の三者による「旭山記念公園みどりコンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）を組織し、当公園の指定管理者として応募します。

これまでの当公園における管理経験を生かし、当公園の特徴を最大限に生かして、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、管理運営に努めます。

構成メンバーと主要な業務分担は次のとおりで、今後もこの体制での管理運営を計画しています。

- ・ 緑化協会
代表団体として、総合的な管理、企画運営・普及等の業務を担当
- ・ 岩本石庭
園内設備や植物等の維持管理業務を担当
- ・ 造園コンサル
冬期の除雪業務等を担当

当コンソーシアムは、緑化協会の「理念」と、運営方針に掲げる「公益性「5つのK」」に基づいた管理運営の『基本方針』として、緊密に連携・協力して取り組みます。

公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かなまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

《運営方針》

上記理念の達成のため、次の5つの方針を柱とし、指定管理者として公園の価値を高めることに日々努め、市民の満足度向上につなげます。

公益性「5つのK」発揮による公園の価値の向上

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、求められる情報を積極的に提供することにより、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即応的な視点の両面から公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設の多面的な価値を高めます。また、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、緑化協会が指定管理者として管理する全公園・施設において、環境負荷低減や生物多様性保全への取組みを維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

5つのK

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映とその発信に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸機関との連携を強化し、資源の積極的な活用を図り、集いの場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、みどりの保全と環境負荷の低減を目指します。

旭山記念公園の管理運営における基本方針

1. 人と自然を結ぶ多様な活動や交流のサポートを通じて、市民協働による旭山記念公園をつくり上げます。
2. 多角的な自然体験の実施により身近な自然とのふれあいの場を提供し、環境教育と環境保全活動を推進します。
3. 豊かな自然資源、市街地の展望等の観光資源の情報発信に努め、多様な来園者の利活用を促進します。
4. だれもが利用しやすい公園環境の整備に努め、防犯への配慮、防災への備え、危険な野生生物の情報提供を強化して安全・安心な公園環境を提供します。
5. 障がい者支援団体と連携して公園の管理運営を協働で行うことで社会福祉に貢献します。

2) 事業目標

当公園の管理運営にあたっては、前述の「旭山記念公園の特徴」を踏まえるとともに、当コンソーシアムの基本方針を基に次の5つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

事業目標1 市民の活動の場としての公園利用の活性化

① 公園で活動する市民団体へのサポートと連携

当公園で活動している旭山記念公園市民活動協議会（以下、「市民協議会」といいます。）とともに、イベントの共催や各種サポートを行うなど、引き続き連携・協力することで公園利用を促進・活性化させます。また、冬期間の滑走事故防止のために巡視を行っている札幌市スポーツ救護赤十字奉仕団の活動への協力と連携を継続し、安全と安心な取組を推奨します。

② 市民活動の場としての公園の活用

市民が気軽にボランティア活動や公園の利活用に参加できる機会をつくり、様々な活動による、豊かな自然体験の提供とともに環境の保全を促進し、また、市民同士の交流の機会をつくり、公園の魅力・価値の向上を図ります。

事業目標2 自然豊かな環境を生かした環境教育の場の提供

① 豊かな自然の紹介

当公園及び周辺の自然林に自生する樹木や野草類、生息する鳥や昆虫などを森の家の展示や公式ホームページなどで紹介し、それらにふれあう機会につなげます。

② 環境学習の実施

観察会や体験講座など、自然を生かした各種の環境学習事業を実施し、参加者の環境意識の向上につなげます。

③ 生物多様性を保全する活動の推進

当公園ではこれまで、市民参加を募って平成 27 年に行った特定外来生物のオオハングンソウの駆除や、平成 29 年から開始した自然体験イベント「森のたんけん隊」でのニセアカシアの駆除・生物調査といった活動を実施してきており、今後も市民とともに取組みを進めることで、自然豊かな当公園と生物多様性を保全する活動を推進します。

事業目標 3 景観など公園の特徴を生かした広報活動

札幌の市街地を一望できる当公園は、日本新三大夜景に選ばれた、札幌市を代表する夜景スポットのひとつとなっています。また、春のサクラや秋の紅葉といった見頃に訪れる方々に加え、近年の野鳥人気によるバードウォッチャーの増加、藻岩山登山の拠点として立ち寄る登山者も増加しており、観光利用や近隣のリピーターの方など、多様な利用者が訪れていることから、それぞれの利用者の目線に立って当公園の魅力を発信します。

① 公式ホームページの更新

植物の開花や野鳥など園内情報の発信に努めてきたことで、公式ホームページへのアクセス件数は年々増加しており、引き続き公式ホームページの充実に努めます。

② 自然情報誌の発行と掲示

当公園の野鳥や植物等の情報を掲載した週刊誌「旭山自然観察帳」、月刊誌「アカゲラ通信」、人気の野鳥シマエナガの情報をまとめた冊子など、利用者のニーズに合わせたリーフレットを発行し掲示・配布することで、利用促進につなげます。



旭山自然観察帳

③ プレスリリース

春のサクラや秋の紅葉など、当公園の園内情報をマスメディアに提供して公園利用者の増加につなげます。

事業目標 4 安全・安心の確保

① 公園園路・散策路の安全対策

当公園は立地上、園路等に高低差があるため、平成 25 年からハザードマップを作成し、利用者に注意を要する箇所を周知してきました。今後もマップを活用して、園内の巡視点検時に危険箇所を確認して迅速に改善に努めるほか、内容を随時更新して安全利用につなげます。

② 冬期の安全管理の徹底

冬期間の安全対策として、積雪前の施設養生、積雪状況に応じた通行の制限や施設の雪下ろしを行い、利用者の安全と施設の保守を図ります。

③ 危険な野生生物への対策

例年、藻岩山登山道など当公園の近隣にも出没するヒグマについて、掲示物等により生態や対応に関する知識の普及啓発に努めるとともに、最新の目撃情報をもとに、札幌市と連携して安全対策を講じます。そのほかスズメバチやマダニについても、ポスター等による注意喚起を行います。

④ 施設の長寿命化

再整備工事により設置されたユニバーサル園路等は再整備の基本理念をもとに、維持管理に努め安全な利用を確保します。また、手すり・ベンチなどの木製設備の補修・再塗装などを行い、施設の長寿命化を図ります。

⑤ AEDの設置

レストハウスにAEDを配置（冬期は森の家）し、レストハウスの委託先スタッフを含め全員に操作の研修を実施しています。今後も緊急時にAEDを有効に活用できるよう、取組を継続します。

⑥ 新型コロナウイルス感染予防に対する取組

当コンソーシアムは、安全と安心を最優先に取り組み、新型コロナウイルスをはじめとする感染予防を徹底して公園を管理します。

公園自体は広い空間でオープンスペースですが、森の家やレストハウスのほか、水遊び施設や遊具等の施設によって万が一にも感染症が発生しないよう、スタッフ一同、細心の注意を払い、“3つの密（密閉・密集・密接）の回避徹底”「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けて、来園者をお迎えいたします。

具体的対応は、緑化協会及び岩本石庭、造園コンサルの安全衛生委員会を中心に検討を進め、“3つの密”の回避を強化して可能な限り万全の感染防止策を講じます。

なお、国、北海道、札幌市からの指示・勧告等に応じて、公園の管理、利用のあり方や形態等を適宜変更します。

その際は速やかにホームページ上等でお知らせいたします。

a 当コンソーシアムが実施すること

- ・スタッフのマスク着用、手洗い、うがいを徹底します。
- ・毎朝、スタッフは検温を実施し、体温37.5℃以上、咳が止まらないなどの体調不良者は出勤を禁止します。
- ・森の家とレストハウスの換気を定期的に行い、テーブル・椅子・手摺・ドアノブ等、多くの方が接触する可能性の高い箇所をアルコールで消毒します。
- ・森の家とレストハウスでは、テーブルと椅子は十分に間隔を空け、どなたでも利用いただけるアルコール消毒液を配置します。
- ・屋外でも可能な限り開放的な空間づくりに努め、人と人との接触機会を減らし、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- ・来園者が使用した備品等は適宜消毒します。

- ・観察会開催時は、解説者が開始前及び観察中に呼びかけることで、参加者の間隔確保に留意します。

b 来園者にご協力いただくこと

- ・洗い、消毒、うがいの徹底をお願いします。
- ・熱中症に注意してマスクの着用を推奨します。特に森の家とレストハウス入館時やイベント参加時はマスク着用と咳エチケットをお願いします。
- ・接触感染を防ぐため、極力自分の所持品以外には触れないようにお願いします。
- ・特にイベント等の開催時は、風邪の症状がある方や37.5℃以上の熱がある方の参加をご遠慮いただきます。
- ・他の方と距離をあけての利用を推奨します。
- ・すいた時間と場所を選び、混んでいるときは利用を控えることを推奨します。

事業目標5 社会福祉への貢献

① 社会福祉団体によるレストハウス管理運営の継続的サポート

当コンソーシアムではこれまで、社会福祉団体にレストハウスの管理運営・売店営業を委託するとともに、売店営業のノウハウ指導を行うなど、団体のサポートを続けてきました。今後も連携を強化することにより、障がい者雇用の場を継続的な確保に努めます。また、利用者へのサービスの充実に努めることで、市民の障がい者への理解向上に貢献していきます。

② 社会福祉団体への協力

これまで公園の利用促進イベントを社会福祉団体と協働で開催するとともに、公園案内看板のデザイン・製作や、自主事業参加者に提供するデザート仕入れなどを行ってきました。今後も継続して取り組み、障がい者の活動と活躍の場を提供することにより、社会福祉に貢献します。

- (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組
都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると考えます。

当コンソーシアムでは当公園における平等な利用機会の確保について、次のとおり取り組みます。

1) 平等利用確保の方針

公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）と第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、真摯な姿勢で「困りごと」の解消に努めるなど、合理的配慮を行うことを通じて共生社会の実現に寄与します。

2) 平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの教育指導の徹底

公園の平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者へ接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況が想定される実際の対応について習得し、レベルアップを図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限、逆に便宜供与等の特別な取扱いなど、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフに周知し、利用における平等を確実に確保するよう、教育指導の徹底を図ります。

■ 違法・不正行為の排除

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、不審者、自転車の乗り入れ、花火や火気の使用、無許可の占有使用など、公園における様々な違法・不正行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記行為の発生時には迅速に状況を把握し、指導、通報・報告、事態の打開・原状への復旧等の対応を適切に行い、事後は再発の防止策を講じます。

■ 具体的な取組

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 車いす 5 台をレストハウスに配置し、無料で貸し出します。また、貸出し時に不

具合のないよう適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう貸出し情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。

- b 海外からの来園者の利便に配慮して、外国語の園内サインの充実にも努めます。また、携帯型翻訳機を導入し窓口に配備することにより多言語のコミュニケーションに対応できるように努めます。
- c 駐車場に確保されている障がい者用駐車スペース（3台分）は、障がい者に安心してご利用いただけるよう、一般利用者への周知に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な場面では、筆談などによる利用案内等を実施するほか、音声ガイダンス、点字サインなどの既存施設の案内・周知に努めます。
- e 園内の車いす貸出しや障がい者用駐車スペースといった案内表示等は、ピクトグラムを効果的に使用します。また、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが分かりやすい利用環境の創出・維持に努めます。
- f 子育て中の方々が快適に利用できるようレストハウスに設置されている授乳室やオムツ替えシートが設置された多目的トイレの利用案内に努め、ご要望に応じてミルク用のお湯を提供するなどします。
- g アンケートは幅広い年齢層を対象に収集し、積極的に意見を取り入れます。現在もアンケートの意見を元に実施した木工クラフト体験を継続して開催しており、今後も公園利用に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡視点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により、施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確にこたえる情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平が生じないよう、市広報課への投込み、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示など、複数の媒体による情報提供に努めます。

③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 観察会等の参加受付原則として先着順で受付を行い、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平とならないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益

が生じないよう、事前のイベント内容の計画を周知するとともに当日の対応を適切に実施します。

④ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受け付けて整理・検討し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申立てによって差別や対応の差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.97）に記載しています。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方

環境の保全に係る配慮や取組が、世界のあらゆる場所、場面で求められている現在、札幌市では「第2次札幌市環境基本計画」を平成30年3月に策定し、札幌市が目指す将来像として『次世代の子ども達が笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」』を掲げ、オール札幌での取組が求められています。

その中で都市公園に期待されている役割としては、身近で豊かなみどりや水辺環境、生物多様性の保全のほか、環境について学び、活動する機会・場の提供など、様々なものがあります。

緑化協会では、自主的で確固とした制度・体制で環境活動に取り組むため、平成17年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成18年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成25年5月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動に継続して取り組んでいます。

当コンソーシアムでは、市民の財産である公園を管理する者として、市民の「環境に対する厳しい目」に応える管理をする責務があるとともに、市民には公園利用を通じて、環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、緑化協会が運用するEMSに基づいて、コンソーシアムで連携して、環境への配慮に積極的に取り組みます。



1) 取組についての基本的な考え方

当公園は、身近に豊かな緑の環境を提供する場であることから、これら環境の保全・啓発は公園管理において重要であり、徹底した環境配慮の意識を持って管理に当たる必要があると考えます。

当コンソーシアムでは、環境に配慮した公園管理の実施において、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給し、また食物連鎖の基底で多様な生命の営みを支えてきました。私たち人間が生活を営む社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、物質的・機能的に大きく発展しました。その結果、私たちの生活は、一面においては非常に豊かになりました。

しかし、地球人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料や森林など、各種の地球資源は急速に消費が進み、その過程で発生する二酸化炭素や有害な廃棄物などの増加と相まって、地球温暖化、砂漠化、汚染・公害、森林の減少、生物種の個体減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちはいま、豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。このかけがえのない地球の環境を守り、次の世代にバトンタッチする責務を負っていることを、今こそ、この時代に生きる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

私たち公益財団法人札幌市公園緑化協会は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図り、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、かけがえのない地球の構成員として「緑」の創出・保全を図り、地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するための基本事項を定めたものとして、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを旨とした「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境マネジメントシステムの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な見直しを行うことにより、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っていきます。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減や、生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

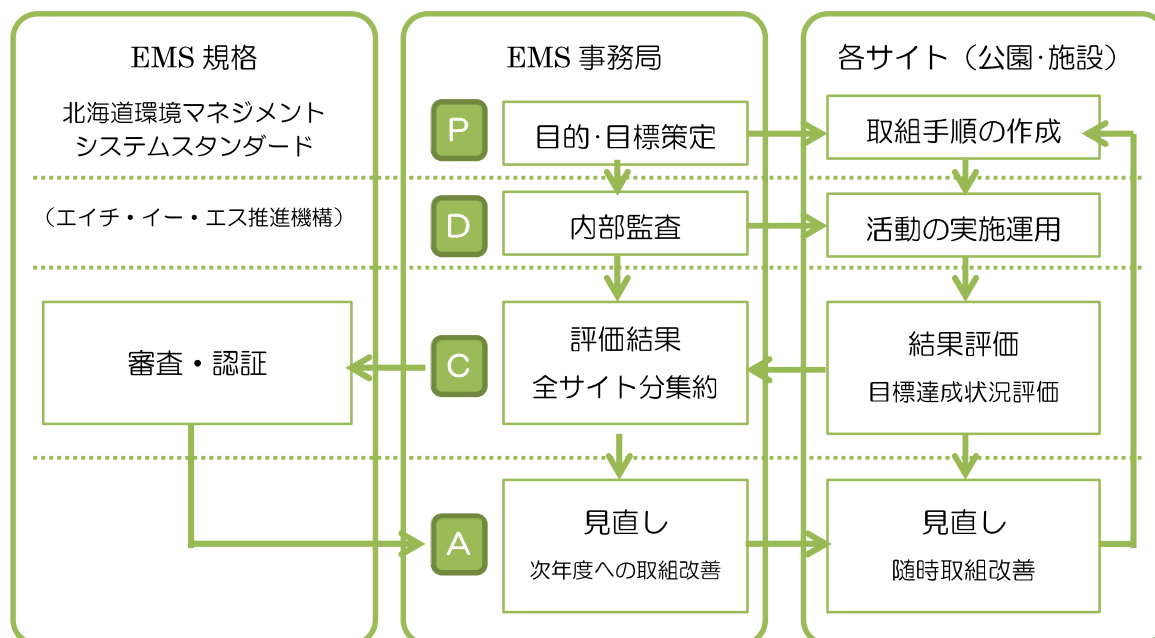
2020年7月1日

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 近藤 哲也

2) 緑化協会におけるこれまでの取組

緑化協会では平成 17 年度から運用している EMS では毎年、環境目的・目標を設定し、全スタッフに周知・共有して環境活動に取り組んでいます。

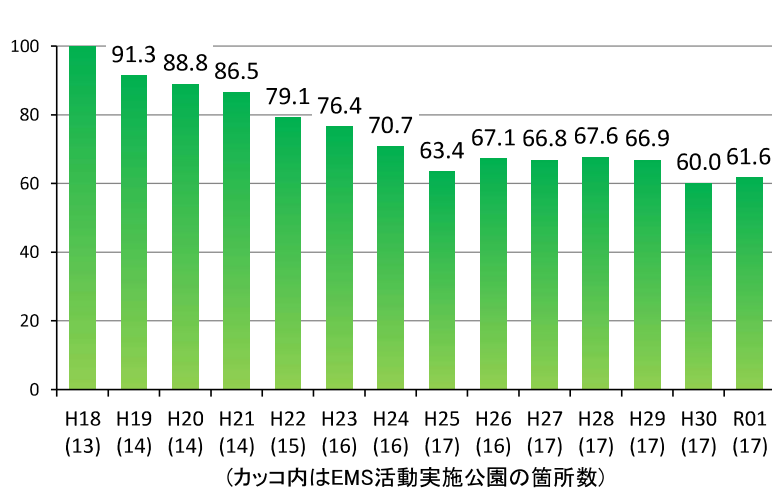
緑化協会EMSにおける環境目的・目標達成に向けた活動の流れ



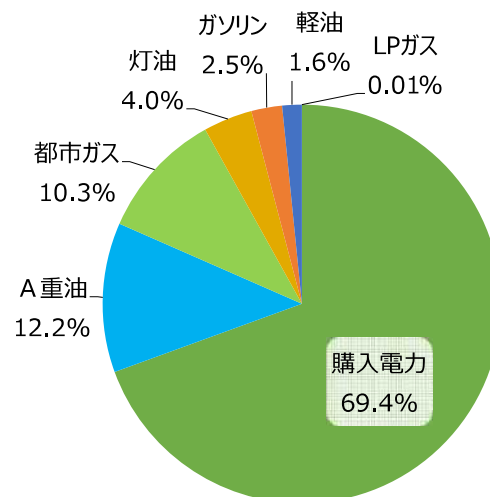
緑化協会では、これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の視点で独自の目的・目標を設定して取り組むなど、緑化協会の事業内容に則した効果的な環境活動を行っています。緑化協会の EMS における平成 18 年度から令和 2 年度までの目的・目標は次のとおりです。

実施年度	緑化協会 EMS の目的・目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-令和 2	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス 推進）、特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMSによる環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減については、温室効果ガス発生の抑制や経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料などの項目別に、また各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和元年度には次のとおり38.4%の削減を達成しています。



緑化協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移（平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値）



緑化協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和元年度）

エネルギー使用量のうち、比率の最も高い電力については、電気使用量の抑制を継続してEMSの目的・目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなどにより、削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用し、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）、百合が原公園リゾートレインの燃料としてB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、BDF混合燃料を使用している川下公園、百合が原公園では食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

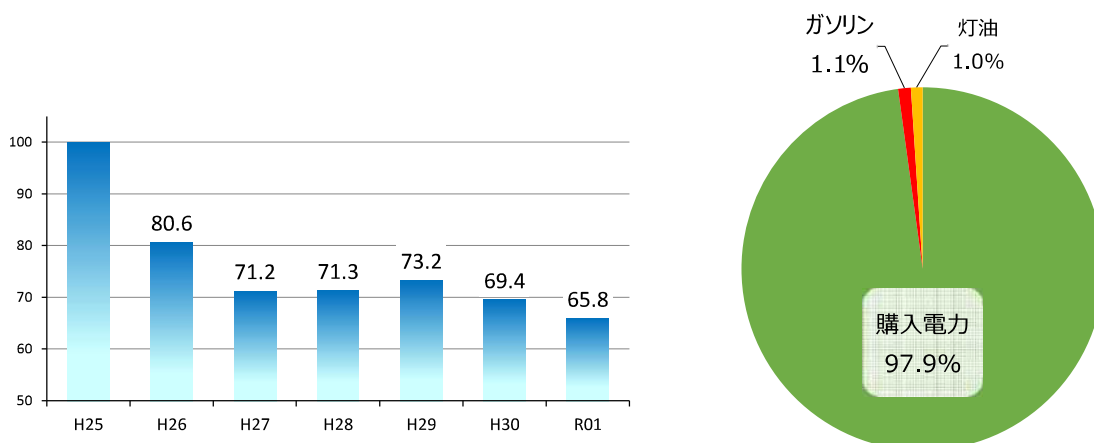
緑化協会は、EMSの認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成20年8月に「さっぽろエコメンバー」レベル3に、また、北海道が実施する北海道グリーン・ビジネス認定制度において「優良な取組」部門ランク3に申請し、登録されています。



3) 旭山記念公園におけるこれまでの取組

当コンソーシアムでは、これまでの当公園の管理においても、緑化協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳について、電気が約98%を占めることから、特に電気使用量の節減に努めています。またこのほか、ごみの総量削減や森の家の薪ストーブの積極的な利用などに継続して取り組んでいます。令和元年度の実績は、指定管理者制度による管理が始まった平成25年度との比較で、当公園のエネルギー使用量について34.2%の削減を達成しました。



旭山記念公園におけるエネルギー使用量の推移
(平成25年度を100とした場合の相対値)

旭山記念公園におけるエネルギー使用量の
項目別比率 (令和元年度)

また、自然豊かな当公園にも、ニセアカシアやオオハンゴンソウなどの外来植物が侵入していますが、緑化協会の EMS で取組目標に設定している特定外来生物オオハンゴンソウについては、平成25年度から毎年、市民協働により駆除に取り組んだ結果、平成28年度以降、発生は確認されておらず、取組の成果が表れています。ニセアカシアについては実生木の抜取りや幼木の除伐を実施することで繁殖を抑え、多様な植生を維持します。

4) 当公園における今後の取組

令和2(2020)年度、緑化協会が EMS で取り組んでいる目的・目標は、次のとおりです。

緑化協会 EMS の環境目的・目標 令和2(2020)年度
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加 (当公園以外の一部公園)

今後も当公園において、緑化協会の EMS に基づく取組を継続するほか、自然豊かな当公園の特性に合わせて、単なる環境配慮にとどまらず、環境学習と関連させるなどの手法をとりながら、市民協働による活動や、生物多様性保全の普及啓発につなげるなどの取組を進めます。

その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示す項目について、コンソーシアムのスタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイデア、

工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長期使用を見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ(輸送に係る環境コスト)を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル(服装と温度設定)の実施 屋内照明の積極的な消灯(不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯(管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 週1日ノー残業デー設定 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用(メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施(冬季ウォームビズ) 薪ストーブの優先使用(森の家) 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入 アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ぶかし禁止 タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物は積載したままにしない
レジ袋の有料化	プラスチック製買物袋の有料化による過剰使用の抑制

③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)を薪ストーブ燃料に使用 剪定枝、つる、木の実を工作等の素材に利用

④ 生物多様性保全に関わる取組

項 目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発